
議事日程第5号

令和5年3月23日（木） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について
- 日程第3 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第4 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第43号 市道路線の変更について
- 日程第7 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について
- 日程第9 議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について
- 日程第13 議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第16号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第17号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第18号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第19号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第20号 令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度橋本市介護保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第22号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第23号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 令和5年度橋本市水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第25号 令和5年度橋本市下水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について
- 日程第25 請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願について
- 日程第26 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について
- 日程第29 委員会提出議案第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について
と、日程第3 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第4 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、
日程第7 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について まで
- 日程第8 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について から、日
程第11 議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
まで
- 日程第12 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について から、日程第24 議案第26
号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について まで
- 日程第25 請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願について
- 日程第26 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める
意見書について と、日程第29 委員会提出議案第3号 保育士配置の最低基準の
引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について

議員定数 18名

出席議員 17名

1番 岡本安弘君	2番 垣内憲一君
3番 南出昌彦君	4番 森下伸吾君
5番 板橋真弓君	6番 辻本勉君
7番 阪本久代君	8番 高本勝次君
9番 石橋英和君	10番 土井裕美子君
11番 杉本俊彦君	12番 堀内和久君
13番 小林弘君	14番 樽井豪男君
15番 中本正人君	16番 田中博晃君
18番 岡弘悟君	

説明員職氏名

市長 平木哲朗君	副市長 小原秀紀君
教育長 今田実君	病院事業管理者 古川健一君
総合政策部長 土井加奈子君	総務部長 井上稔章君
経済推進部長 北岡慶久君	健康福祉部長 久保雅裕君
農業委員会事務局長	
危機管理監 廣畑浩君	建設部長 西前克彦君
会計管理者 正林寿和君	水道環境部長 下楠朋之君

教育部長 堀畑 明秀 君
病院事務局長 池之内 正行 君
選挙管理委員会事務局長 藤岡 栄次 君
財政課長 三浦 康広 君

消防長 山本 賢児 君
病院長 駿田 直俊 君
監査委員事務局長 櫻井 康雄 君
政策企画課長 中岡 勝則 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井 直記
議事調査係長 長谷川 裕子

議会事務局次長 笹山 奨

(午前9時30分 開議)

○議長(小林 弘君) 皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員数は17人で、定足数に達しております。

○議長(小林 弘君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和5年3月14日付、橋総第430号をもって追加議案1件が、文教厚生委員会委員長 南出君から、令和5年3月17日付をもって議案2件が、議会運営委員会委員長 中本君から、令和5年3月22日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小林 弘君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において10番 土井君、18番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について と、日程第3 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について の2件

○議長(小林 弘君) 日程第2 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について と、日程第3 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 岡本君。

[1番(岡本安弘君)登壇]

○1番(岡本安弘君) 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読をもって委員長報告に代えさせていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について、議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第28号は、行政手続きのオンライン化を推進するために必要な事項を定めるものである。

委員から、第三者が不正に申請するおそれについて ただしがあり、個人認証が必要なオンライン申請は、マイナンバーカードと暗証番号の入力により本人であることが確認できる との答弁がありました。

どのような申請手続きがオンライン化できるかとのただしがあり、子育てや介護に関する手続き等が考えられるとの答弁がありました。

手続きした内容について、市役所内の他部署や国、県など他の団体で情報共有する場合があるかとのただしがあり、マイナンバーによる情報の連携は行われるが、情報共有できる団体、内容については各制度上の規定があるとの答弁がありました。

議案第29号は、犯罪被害者等に対する支援について、必要な事項を定めるものである。

委員から、見舞金の申請書は押印不要となっているが、請求書は押印が必要となっていることについてただしがあり、当市の押印見直し方針において、請求書は記名押印を要するものとしているとの答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第7 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（小林 弘君）日程第4 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第7 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、ただ今より委員長報告をさせていただきます。朗読をもって報告させていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第30号 橋本市営住宅設置

及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第42号 市道路線の認定について、議案第43号 市道路線の変更について、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、3月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第30号は、別途審議されている議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例第8条で規定されている犯罪被害者等の居住の安定を図るため、単身でも市営住宅に入居できるよう、所要の改正を行うものである。

委員から、犯罪被害者等と明記せず、各号に掲げるものに準ずると記載している理由について ただしがあり、現在は犯罪被害者のみを想定しているものの、多様化する社会環境の中で、今後も対象者の追加が考えられるためである との答弁がありました。

議案第42号は、さつき台において、株式会社大倉が開発工事に伴い設置した道路を新たに市道として認定するものである。委員会は現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第43号の市道路線の変更のうち、さつき台34号線は、議案第42号と同様の理由で路線を変更するものである。また、隅田恋野線は、新たな恋野橋の完成により、県道山内恋野線の一部が旧道として市に移管されることとなったことから、終点を変更するものである。委員会は現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、隅田恋野線の路線が延長された部分にあるカーブは危険ではないか とのただしがあり、当該路線については、道路幅が狭いため交通量は多くないと見込まれるが、当該箇所にはカーブミラーを設置している

との答弁がありました。

議案第45号は、橋本林間田園都市駅前輪場について、指定管理期間が令和5年3月末で満了することに伴い、業務の履行、施設の維持管理及びサービスの向上が適切に実施されていることから、引き続き公益社団法人橋本市シルバー人材センターを、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、指定管理者として指定するものである。

なお、指定管理期間を1年とした理由については、以前から利用者が減少しており、令和6年度から利用料無料化を検討するためである。

委員から、現在の利用状況について ただしがあり、約300台の駐輪スペースのうち、定期で月平均111台の利用がある との答弁がありました。

定期利用料金について ただしがあり、自転車は1か月1,590円、3か月4,150円、バイクは1か月2,120円、3か月6,080円 との答弁がありました。

指定管理を終了した場合の防犯対策について ただしがあり、防犯カメラを録画可能なものに変更することを検討している との答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 市道路線の認定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 市道路線の変更についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例についてから、日程第11 議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの4件

○議長(小林 弘君) 日程第8 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例についてから、日程第11 議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番(南出昌彦君)登壇〕

○3番(南出昌彦君) 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について、議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について、

議案第47号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第27号は賛成多数、議案第38号は全会一致、議案第47号は賛成多数、議案第48号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第27号は、橋本市立小学校及び中学校における児童生徒数の推移を踏まえ、将来の学校の適正規模・適正配置について、幅広い見地から検討するため、検討委員会を設置するものである。

委員から、現在の適正規模・適正配置における課題について ただしがあり、児童生徒数の変化や学校施設の老朽化、防災対策や教育条件の改善等に対応し、充実した教育環境を構築していく必要がある との答弁がありました。

検討委員会において学校を統廃合すべき旨の答申が出た場合の対応について ただしがあり、答申を踏まえ、今後の適正規模・適正配置の基本方針を見直していく との答弁がありました。

検討委員会の設置期間について ただしがあり、教育委員会の諮問に対する答申がなされたときに検討委員会は終了し、令和5年度中に答申を頂き、基本方針を見直していく予定である との答弁がありました。

検討委員会の構成について ただしがあり、区長や学校活動を支援いただいている団体の方、保護者組織の代表等を考えており、未就学児の保護者から公募することも検討している との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、小規模校は地域と連携した学習を実施しやすく、個別指導や補充指導などきめ細やかな指導を

行いやすいことなど、様々なメリットがあるが、本条例は統廃合を目的としているように感じるため、本案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、適正規模・適正配置は最終的に議会が議決するものであり、現状を把握し、今後の適正規模・適正配置を検討していくために本条例は必要であることから、本案に賛成する との討論がありました。

議案第38号は、こども園及び保育所の指定管理者が個々の園児に寄り添った適切で安定した保育サービスを長期的に提供できるようにするため、令和5年度以降に指定する指定管理者については、指定管理期間を現行の5年から10年に延長するものである。

委員から、指定管理期間を10年に延長することによる保育サービスへの影響について ただしがあり、子どもの発達状況の把握やアレルギー食への対応、ケア等をより継続的に行うことができ、また、長期的に保育士等の人材育成期間を確保できるようになる。運営管理については、これまでと同様に5年ごとに総合評価と振り返りを実施し、不適切な保育があった場合は指導を行い、改善が図られない場合は、途中で指定管理を解除することもあり得る旨協定書に記載する との答弁がありました。

保育の質の向上や保育環境を把握するために保育士からアンケートを取ることも必要ではないか とのただしがあり、今後、保護者に加え保育士にもアンケートを実施していきたい との答弁がありました。

議案第47号は、国民健康保険の各税率について、県から提示された標準保険料率に近づけるため、各税率の見直しを行うものである。また、国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正を併せて行うものである。

委員から、物価高騰が続く中、高齢者や年

金生活者は非常に生活が苦しい状況であることについて、市はどのように認識しているかとのただしがあり、保険税率の上昇により国民健康保険加入者の負担は大きくなってしまいが、保険があることによって安心して医療機関を受診できると考えているとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、保険税率が上がり、加入者の負担が増す状況が続いている。保険税を納めるため貯蓄を取り崩しながら生活している人も多く、制度を見直す必要があるため、本案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、高齢者や年金生活者の生活が苦しい状況も理解するが、県下統一の税率に向けて段階的に税率を上げていく必要がある。そのため、基金を取り崩し、激変緩和措置をする努力もしている。制度がなくなった場合、被保険者が医療機関を受診できなくなることを考えると、税率の上昇はやむを得ないと判断し、本案に賛成するとの討論がありました。

議案第48号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円に増額するものである。

委員から、出産費用の平均額についてただしがあり、国の調査によると令和3年度の平均額は約47万円であり、毎年約1%増加しているとの答弁がありました。

以上、朗読をもって委員長報告とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

これより議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

〔8番(高本勝次君)登壇〕

○8番(高本勝次君)では、議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について、反対の立場で討論を行います。

文部科学省の実態調査では、小規模校のメリットを具体的に取り組んでいる事例も挙げています。幾つか例を挙げますと、地域と連携して地域人材、地域資源を活用した地域学習を実施する。また、個別指導や補習、繰返し指導の継続的な実施等によるきめ細かな指導を徹底することができる。また、意図的に全員に発表の機会の創出や、様々な役割を経験させたりするなどのメリットを生かしていますということです。小規模校ならではのメリッスを生かして、生徒の成長を育てています。

適正規模・適正配置の検討は、小規模校の統廃合の検討が課題になってきます。よって、小規模校統廃合の検討を見据えた橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例に、この立場で反対したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(小林 弘君)ほかに討論する方ありませんか。

1番 岡本君。

〔1番(岡本安弘君)登壇〕

○1番(岡本安弘君)議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、平成24年に策定された橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について、10年を経過し、児童生徒数の変化、学校施設の改修、防災対策、教育条件の改善、地域コミュニティの機能の四つの観点から、検

討委員として外部有識者や市民代表を交えて広く意見を聞き、既定の適正規模・適正配置基本方針を見直すことは、今後の子どもたちの教育環境について検討することになり、子どもたちの教育環境を考える上で必要なことだと考えていますので、賛成の立場での討論といたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

〔8番（高本勝次君）登壇〕

○8番（高本勝次君）では、議案第47号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は高齢者、年金生活者、非正規雇用の市民など、年収の少ない方が多く加入されている国民皆保険であります。大幅な物価高騰が続いている中、税負担が増えるばかりであります。

今回の条例改正で、モデルケースによると、単身者所得105万円の方は、令和6年度における税額との比較では約12%の値上げになり、所得に占める税額は約16%であります。同じモデルケースで、夫婦2人世帯で所得160万円の方は、令和6年度における税額との比較では約13%の値上げであります。所得に占める税額も約19%であります。これは非常に厳しい生活を強いられています。

高齢者などは物価高騰により日々節約の生活で、節約にも限度があると言っておられる方もおられます。毎月貯蓄を取り崩しながらの生活は少なくありません。

よって、今回の条例の一部改正の見直しを求めて、反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林 弘君) 起立多数であります。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について から、日程第24 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について までの13件

○議長(小林 弘君) 日程第12 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について から、日程第24 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について までの13件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和5年度予算審査特別委員会委員長 14番 樽井君。

〔14番(樽井豪男君) 登壇〕

○14番(樽井豪男君) それでは、朗読をもって委員長報告をさせていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号から議案第26号までの令和5年度各会計予算13件の審査結果につ

いて報告をいたします。去る3月10日、13日、14日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については次のとおりです。

まず、議案第14号は、賛成討論が2人、反対討論が1人あり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号は、1人の委員から反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号から議案第21号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号と議案第26号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

詳細については後日、委員会記録をご高覧くださいようお願いいたします。

以上で本委員会の審査結果報告を終わります。

最後に、大変私ごとですが、本議会で最後となりました。10年間、本当にありがとうございました。

○議長(小林 弘君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

転入、移住に力を入れてきた中で、市内居住の新婚世帯への新生活の支援事業補助金ができただけは評価しますが、子どもの医療費の所得制限撤廃、学校給食費の無償化について、令和5年度は国・県の動向を見るということです。

物価高騰で生活が大変な今こそ求められていることに消極的な予算になっていることから、反対といたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、年金生活者や非正規雇用者など、所得の少ない方が多く加入されています。一方、国民健康保険税は毎年値上

げで、所得の割に高く、負担が大きいです。物価高騰の中でこれ以上の負担増は、払いたくても払えない人を増やすだけです。

資格証明書を37世帯52名に発行しているということです。国保税を払えないのに窓口負担が10割だと、医療を受けることができません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和5年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）議案第22号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方をそれまで加入していた医療保険から自動的に加入させる医療制度です。制度が導入されたときには9割軽減などもありましたが、現在は7割軽減、令和4年10月1日から窓口負担が、一定以上の所得がある人は1割から2割になりました。後期高齢者の負担が増えるばかりです。

以上をもって反対討論とします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）議案第24号 令和5年度橋本市水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

水道料金が高い、安くしてほしいという声をよく聞きます。コロナ禍の中、生活支援のために、期間を決めて水道料金を下げた自治体がありましたが、橋本市は一度も下げませんでした。

今回の予算にも入っておりませんので、反対といたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和5年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 令和5年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願について

○議長（小林 弘君）日程第25 請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）委員長報告をさせてい

ただきます。朗読をもって委員長報告といたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願について を審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第16号の趣旨は、学校給食を通じた食育の推進及び子育て家庭の経済的負担の軽減により、子どもたちの健やかな成長を促進するため、市に対し学校給食費（保護者負担分）を無償とすることを求めるものである。

委員から、当局に対し、無償化に必要な財源について ただしがあり、就学援助による減免と職員分を差し引くと約1億6,600万円、就学援助分を加えると約2億円が必要となるとの答弁がありました。

当局に対し、給食費無償化に関する市の現状と方針について ただしがあり、現状では経済的に支援を要する家庭など、一定の要件に該当する場合は給食費を免除しているが、全ての児童生徒の無償化は現在のところ考えていない。ただし、今後、国や県の動向により活用できる補助事業等が設けられ、財源を確保することができれば検討したい。なお、令和5年度の賄材料費は、前年度当初予算比2,262万円を増額することで、物価高騰によって給食の質を低下させることのないようにする一方で、給食徴収金を上げることなく保護者の経済的負担の増加もしないように対応している との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、小・中学校の給食費を無償化している自治体は254あり、一部無償化の自治体も増えている。和歌山県内でも給食費を無償化する動きは広がっており、少しでも保護者の経済的負担を軽減できるよう、橋本市でも無償化に取り組んでいく

○総務部長（井上稔章君）入札に応札いただいた業者は1者でございます。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）そういった現状になりますんでね。なるんですよ。だから、1年も前から言うてるんやから。1者しか応札できないというのは別に、もうこれでぎりぎり、このパーセンテージは僕、気になってないんですよ。実際資材が20%、30%上がってきますのでね。だから、落札率が高いのは、結局はもともとの設計単価が低いからというふうになってしまうんで、これから市長がいろんな施策を進めていっていただけるのに、もちろん予算の関係も非常に厳しい面はあるとは思いますが、でも、応札していただかないと、結局は落札がないと前に進んでいけない状況になってきますので、その辺はきっちり精査して、そして話をして、計算をして、ちゃんと応札できる形にしていっていただきたいと思います。これは要望で結構です。

2回しか質問できないんで、ちょっとだけ聞きたいんですけども、これは大した質問ではないんですけど、これ、できたときに、郷土資料館とか、あさもよしもそうなんですけども、たくさん資料としてのものがありますよね。それ、置ける場所って、全部置く場所にはならないと思うんです。じゃ、残りの部分というのをどこに置くかとかいうのはもう考えておられるのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）今、議員おただしのおとり、たくさん資料がございまして、全部をこの新しい郷土資料館のほうに、収蔵庫も設置するんですけども、そこに納めるのはなかなか難しいので、ほかに置く場所として教育相談センターがあるんですけども、

そこの2階部分とか、そういうところを今検討しておるところでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）今18番議員も言われたんですけども、応札が1者しかなかった、入札率が高いということなんですけども、その辺を当局としてはどのように分析をされとらんかお伺いしたいんですけども。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、18番議員がおっしゃられたとおり、今、物価高騰がかなり進んでおるという現状がございまして。そんな中で、学文路地区公民館、直近ですと建設しておるものですから、その単価とも比較をいたしました。設計単価自体は一定高く、物価上昇に合わせた積算とはなっておるんですが、やはりこの物価上昇の中で、非常に厳しい状況だったのかなと考えております。

二点目といたしまして、工期の設定に関してなんですけれども、公民館という事業になりますので、地域住民と直接関係してくるところでございまして。工期の設定自体は、積算したところ、標準工期内に収まっておるといところでございまして、新たな年度が始まって、工事請負契約等も今後進んでくる。こういう状況がございまして、なかなか手を挙げにくい状況であったのかなというところも考えております。

三点目、これが一番大きな要因だと考えておるんですが、現在、大阪万博等のために展示工事等というのがかなり進んできております。昨年度末からでしたら、かなり不調となっていて、設計単価を見直す等というのもされているような情報はつかんでおります。今回は郷土資料館ということで、展示工事、特殊工事を実施するというようなこともございまして。こういうようなところがありますので、

なかなか業者としては参加しづらい状況があったのかなと。

また、資材が不足してきておるとい現状があるので、入りにくい。それから労務者がかなり大阪のほうにも取られているところがあって、確保しづらい状況があった。こういうような要因が重なったのではないかと本市では分析しております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）今回の公民館、郷土資料館の入札について、設計価格が建築工事一式で6億円以上あるため、制限付一般入札で行っていますが、制限付一般入札について、制限の内容や根拠について教えていただきたいんですけども。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、制限の内容という点についてでございますが、入札参加する者に必要な資格というところで制限をかけております。これは、地方自治法施行令に定めるものもとより、橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱に定め入札参加有資格業者登録名簿に登録されていることと、入札日現在におきまして、総合評定値の通知書におきまして一定以上の点数が必要であること。あと、過去の事業におきまして実施工事の実績があること。これらの内容を参加資格の中に盛り込ませていただいております。

また、根拠でございますが、根拠につきましては、橋本市建設工事制限付一般競争入札実施要綱で定めるほか、実施工事の内容ですね、土木ですとか建築、それから金額などを考慮しまして、入札参加業者の審査会の中で審査した上で、市長が決定するというような流れになっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そうしたら、そういった制限のクリアできる業者というのは、和歌山県で何者ぐらいあるんでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）和歌山県の数は今手元にないんですけども、市外対象ともなりますので、全体といたしましては約60者、本市に指名登録いただいておりますものが対象となっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）それでは、何点かお伺いするんですけど、この入札及び契約に対して、適正に行われたのかという視点でお伺いするんですけど、1回目の入札が令和5年1月30日に実施されて、1者入札ということで不調になったわけなんですけども、今回2回目の入札も一緒であったわけですけども、今回は契約したというふうに聞いております。また、この応札した業者は同一業者であるというふうなお話も聞かれるんですけども、これについて、事実かどうか。

それと二点目に、1回目、2回目とも1者であるにもかかわらず、なぜ2回目は契約できたのかについて、その理由についてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）お答えします。

まず、一点目の同一業者であったのかというところでございますが、同一業者でございました。

それから、二点目のなぜ契約できたのかという点ですが、こちら、1回目の入札を公告した際には、制限付一般競争入札の持参方式という方式を取ってございました。この方式

と2回目で変えた点におきましては、2回目の入札に関しては電子入札方式を採用したということになってございます。

なぜ1者でも契約することができるのかという点についてでございますが、持参方式ありますと、入札日当日になりまして、各業者が応札に来られたときに、何者が参入しているのかというところが確認できるといいですか、札を持ってくるといいですか、その状況である程度判断がつくと。その段階で1者であれば、競争性が働かない可能性も出てくると。しかしながら、電子入札にした場合は、広く多く募集することが可能となりますので、またどの業者が参加しているのかというのを開札の段階までも全く分からないというような状況がございますので、1者入札でもこれは可能ということとなっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。1者入札が駄目とかそういうわけではないんですけど、一般の市民の方からお話を聞いた中で、今回、再度入札に変更されたわけなんですけど、応札した業者からすると、1者しかなくて自分しかないというふうに考えたときに、今、落札率が99.91%と極めて高い状態なんですけれども、やはり自分のところしかないとなれば、それぐらいになるんじゃないのかというふうなお話を市民の方からも聞かれます。

そしてまたほかにも、悪い意味合いではないんですけど、途中で変更することによって、この業者に落札させるために今回急遽年度の途中で入札方式を見直したんじゃないかなというふうなことも話の中で、市民の方からも聞かれるわけなんです。実際、間違ってる入札方式ではないんですけど、そういうふうな懸念はやっぱり持たれてるということを知っ

ていただきたいなというふうに思うわけなんですよね。

ほんで、本当にそれでよかったのかという疑問に残るところなんですけど、先ほど岡議員からもおっしゃったように、建設資材なんかも高騰しておりますし、今、工事価格の上昇なんかも気になるところなんですけれども、私が以前から言っているように、適正な設計をはじめとして、あくまで入札及び契約というのは適正に行うべきであるというふうに考えておるわけなんです。行政として、1回目の入札が不調であった検証というのは、もっとしっかりときっちり行う必要があったわけやと思います。

工期の問題もありますし、その辺難しいところなんですけど、やはりここは一旦仕切り直して、この制限付きの制限の内容を、例えば経営事項審査の点数について、市内、市外について変更して見直すとか、地元業者の参入要件などを見直すことによって、あくまでも競争性を確保するという視点で再度の入札に付すべきであったのではないかと思います。その辺についてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）今のご質問にお答えいたします。

2回目の電子入札に変更した際には、1回目の入札の段階からでも複数事業者からの問合せというのが実際、本市の総務課のほうにはございましたので、より、例えば設計図書を橋本市内まで購入に来る必要がないですとか応札の際にこちらまで来る必要がないというような形で、利便性を上げるというような形にする。それから、様々なネット等で入札の情報等というのを配信することで、より多くの業者に参入いただくというような方法は取りました。そういうような形を取ることで、競争性は担保できた、つまり、入札は適正で

あったというふうに私は判断できると考えております。

それ以外に、例えば設計の経営審査の点数をというようなご意見を頂戴したと思うんですけれども、これに関しましては、入札参加業者選定審査会等で決定しておるような状況でございます。それをいたずらに、点数を下げるという表現が正しいかどうか分からないんですが、変更させた場合は、また特定の業者に優位に働くような形になったのかというような状況も考えられます。そこら辺を加味しまして、しかも工期も間に合うようにということで、今回のような入札体系にさせていただくことになりました。

物価の高騰等というようなところはひしひしと感じている部分がございますので、見直すべき点は今後また見直していきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）すいません、私、ちょっとずれます。入札のお話ではないです。先ほど教育委員会の答弁で、これ、今回は入札のあれなんで、僕はさっきの答弁について軽く聞きたいんですけど、郷土資料館も重なってるので、資料館の残った分をどこか違うところに、2階に置いておくという答弁やったと思うんですけど、当初の設計のときに、どれぐらいの郷土資料館とあさもよしとかいろいろ文化財、市の財産ですね、言うたら、歴史的な財産を持ってて、設計のときにどれぐらいを持っていて、どういうふうにするかというのは描かれてなかったんでしょうか。そこだけ教えといてください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えします。

設計段階でどういう文化財を展示してというふうな検討はし、橋本市文化財審議会の委員の皆さまにもどういう展示方法がいいとかというふうなことを検討していただいて、持っていくもの、展示するもの、どういうふうにしていこうというふうなことは決めてございます。

ただただ、郷土資料館とあさもよし歴史館の持っております文化財が大変多く、新しい郷土資料館のほうに全部を展示することはできないというふうなことを分かっておりましたので、その残った分については、どこかに保管しないといけないということで、教育委員会のほうで今、保管場所を検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）残った分をどこかへ持っていくのは結構なんです。もともとちゃんと精査できて、設計の段階で必要な分の枠は10分の10把握できとったという解釈でよろしいですか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）はい、今言っていたとおりでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

1 番 岡本君。

〔1 番（岡本安弘君）登壇〕

○1 番（岡本安弘君）議案第50号 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

今回の入札において、1 回目、2 回目ともに応札業者は同一の 1 者のみで、その業者が落札し契約をすることとなりました。1 回目が入札不調となった時点で、不調となったことに対ししっかり検証を行い、例えば経営事項審査の点数を市内、市外で見直すなど、できるだけ多くの業者が参入できるよう、制限内容などについて再検討するべきであったのではないかと考えます。

今回の入札について、市民から懸念を持たれている、また競争性が確保されていないという点から、議案第50号について、反対とさせていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第27 委員会提出議案第 1 号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第27 委員会提出議案第 1 号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 15番 中本君。

〔15番（中本正人君）登壇〕

○15番（中本正人君）それでは、委員会提出議案第 1 号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案第 1 条は、去る 3 月 9 日の本会議において、議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を可決し、本年 4 月 1 日から市の機構が改められることに伴い、経済建設委員会が所管する事項について、名称の改正を行うものです。

第 2 条は、委員会審査・協議のさらなる充実のため、現在三つとしている常任委員会を二つにするもので、各常任委員会の委員の定数を 6 人から 9 人にするとともに、その他所要の改正を行うものです。

以上、よろしくご審議の上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第 1 号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第 1 号 橋本市

議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について と、日程第29 委員会提出議案第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について の2件

○議長（小林 弘君）日程第28 委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について と、日程第29 委員会提出議案第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）それでは、一括して説明とさせていただきます。

まず、学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について、朗読させていただきます。

学校給食法第1条は、学校給食が子どもたちの心身の健全な発達に資するもの、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとし、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると、学校給食が教育の一環であることを明確に規定し、学習指導要領にも明記されている。さらに、憲法第26条において、義務教育はこれを無償とすると定め

ており、学校給食は無償とすべきであり、学校給食を無償とする責務は、国と実施主体である自治体にある。

以上のように、法の趣旨を踏まえ子どもたちへの食育を推進するため、また、子どもたちの成長の基盤である家庭を支援することによって、子どもたちの健やかな成長を保障するためにも全国一律に学校給食を無償化する必要がある。

よって、国において、学校給食無償化を迅速に実施できるよう財源を措置するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官。

続きまして、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書を説明させていただきます。朗読をもって説明とさせていただきます。

2022年の出生数は約79万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割り、過去最少の水準となった。背景の一つに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題が挙げられている。日本の保育士配置の最低基準は、戦後からほとんど変わっておらず、1歳児、2歳児では1967年以降、4歳児、5歳児は1948年に基準が定められてから一度も見直しされていない。世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件であり、子どもが亡くなる痛ましい事故や、不適切保育による事件の遠因になっているという指摘もある。

本市ではそれら現状を踏まえ、国で定められた配置基準に加え、市独自で1歳児の配置を4対1としている。

また、4月に発足するこども家庭庁の予算に、4歳・5歳児の配置を30対1から25対1にするための給付費の加算が盛り込まれたが、対象となる施設は、定員121人以上、保育士の平均勤続年数12年以上が条件で、全保育所の僅か4%しか当てはまらない。特定の子どもだけが手厚い保育を受けることはあってはならず、規模の大小や平均勤続年数にかかわらず、全ての保育所や認定こども園を対象とすべきである。

首相は年頭の会見で異次元の少子化対策を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の倍増をめざすとしている。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8,104億円で、2022年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額にとどまっている。

現在の保育業務は、子どもの健康管理をはじめ、様々な支援を要する子どもの受入れ、安全管理や感染症対策など、保育士等の負担は増す一方であり、今こそ、配置基準の見直しをはじめ、必要十分な保育施策を実現しなければならない。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1. 保育士配置基準を引き上げること。
2. 保育予算を大幅に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより委員会提出議案第2号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）暫時休憩願います。

○議長（小林 弘君）暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午後0時15分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

この際、報告をいたします。

委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について に対して、11番 杉本君、18番 岡君、2人から修正の動議が提出されました。動議は成立いたしております。修正案はお手元に配付いたしております。

この際、修正案の説明を求めます。

18番 岡君。

〔18番（岡 弘悟君）登壇〕

○18番（岡 弘悟君）皆さん、すいません。修正の動議を出させていただいたんですけども、一点気になるのがこの部分、憲法第26条において、義務教育はこれを無償とすると定めており、学校給食は無償にすべきであるという、この文言なんですけども、いろんな考え方もあるとは思いますが。そういったお声も聞きますけども、やはり学校給食と義務教育、教育を無償にするという考え方を一緒にしてしまいますと、他のものも無償にしていかなるを得んというような議論も出てくるかもしれませんし、ほかに、じゃ、今まで学校給食

を頂いてたことに関して、それは間違っていたのかという議論まで発展する可能性もあると私自身思いますので、この部分だけ削除していただければ、自分自身も学校給食の無償化を実現していきたいという1人であり、橋本市議会もこれを進めていきたいというために今回議会に提出しているわけですから、本題に関しては何一つ自分自身反対するつもりはございませんけども、この文言だけ削除していきたいと考え、動議を出させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。これより修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより委員会提出議案第2号の討論に入ります。

討論は、原案及び修正案併せて行います。

それでは、まず原案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）原案に賛成の立場で討論を行います。

ただ、資料を手元に持ってないので正確性には欠けるんですけども、憲法第26条の第2項においては、義務教育はこれを無償とするとなっております。この義務教育の範囲の中で給食が入るかどうかが今議論になっているわけなんですけど、もともとでいえば教科書も有償で、それが現在は無償となっております。そのときか、時代がちょっと違うかもしれないけれども、国会の審議の中で、政府のほう为学校給食も無償にすべき

であるというふうな答弁をされています。

義務教育の範囲ということであれば、やっぱりそのときそのときの時代でいろいろと変わってくると思うんです。この場合に、学校給食法で、給食は教育の一環であるというふうに言ってるわけですし、そこで、特にそのことで外さないといけないというふうには私としては考えられないので、原案のままでいくということに賛成です。

以上です。

○議長（小林 弘君）次に、原案及び修正案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）次に、修正案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）勉強不足ですみません。修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

矛盾が生じるんですけど、私自身も岡議員と同じ、この市議会の全体の思いと同じ、給食費無償化のお願いを国にしたいという思いは同じです。私の思いとしては、新知事のマニフェストでもありまして、給食費無償になってほしい、願いは同じ。一度は、意見書というのはこれでいいのであろうというふうに解釈をしましたが、やはり杉本議員と岡議員からの修正案の提出動議、ごもつともであるというふうに私の心の中に響きました。

私の自分の読解力と法律の知識の確認というのが不足で欠けていたことを反省して、おわびさせていただきたいと同時に、憲法26条というのは、義務教育の受けさせるという条文でありますので、修正案に賛成させていただいて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について を採決いたします。

なお、このたび、修正内容は一部修正であります。

したがいまして、まず修正案を採決いたしますが、修正案が可決された場合は、修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決された場合には、原案について採決を行います。

これより11番 杉本君、18番 岡君から提出された委員会提出議案第2号 学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書についてに対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、委員会提出議案第2号の修正案は可決されました。

修正案が可決されましたので、次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くそのほかの部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長（小林 弘君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（小林 弘君）閉会にあたり、市長からの発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）3月市議会定例会の閉

会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、2月27日の開会から本日まで25日間にわたり、令和5年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました案件全てに対し、慎重なる審議と議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の過程において頂いたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分その意を踏まえ調査研究を重ねてまいります。

これまで多くの子どもたちが巣立っていった柱本幼稚園が、この3月末日をもって、75年もの長い歴史に幕を下ろし、閉園いたします。この間、議員各位をはじめ、保護者の皆さまや地域の皆さまには、子どもたちの健やかな成長のため、お力添えを頂き、また教育の推進に多大なご協力を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

今後は（仮称）紀見こども園整備計画により、令和7年4月からの公設公営のこども園の開設に向けた準備を進めてまいります。公設公営園としての幼児教育・保育の充実を図り、地域の皆さまにご協力を頂きながら、子どもたちの笑顔あふれるこども園になるよう整備を進めてまいりますので、今後とも温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

また、今回勇退されます樽井議員、杉本議員、長年にわたり市政発展のためにご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後とも市政発展にご尽力賜りますとともに、ご健康に留意され、ますますのご活躍を祈念いたします。

当議会出席担当参与につきましても、山本賢児消防長、下楠朋之水道環境部長、正林寿和会計管理者、以上、3名の職員が退職することとなりました。これらの職員に対する議員各位のご指導、ご鞭撻、誠にありがとうございました。

間もなく令和5年度を迎え、4月からは第2次橋本市長期総合計画後期基本計画がスタートします。後期基本計画では、近年の社会情勢や本市の人口動向を踏まえ、三つの重点プロジェクトとして、まち全体で子どもを育む、まちの魅力をみがき伝える、住み続けられるまちをつくるを掲げ、目標達成のため、施策を設定しています。持続可能な開発目標であるSDGsを念頭に、市民協働や民間とのパートナーシップなどにより、安心して暮らし続けることができる「人輝き あたたかさ湧き出る みんなで創造する元気なまち橋本」の実現のため、引き続き次世代につなげる取組を進めてまいります。

効率的に行政を運営し、まちづくりを進めるため、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今春は統一地方選挙が実施されます。今任期中、議員各位におかれましては、橋本市の発展のためご尽力を頂きましたことに心から感謝申し上げます。

選挙に臨まれる議員の皆さまには、既にお忙しい日々をお送りのことと思います。健康には十分留意され、よりよい橋本市へと議論を深めるため、再びこの議場でお会いできますことを心より祈念申し上げます。また、今後とも本市の市政発展のため、ご活躍くださいようお願い申し上げます。

以上をもちまして、3月市議会定例会の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（小林 弘君） 令和5年3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月27日の開会以来、本日まで25日間にわたり、令和5年度各会計予算をはじめ多数の重要議案について、終始

極めて真剣かつ慎重な審議により、本日、その全てを議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ理事者各位におかれましては、この間、常に真摯な態度をもって審議にご協力を頂きましたこと、心より深く厚く御礼を申し上げます。

なお、期間中に可決成立いたしました予算並びに条例のほか、行政諸課題に対する多くの議論の中では、議員各位から意見、提言もなされたところであります。市当局におかれましては、こうした議論を十分に踏まえ、必要な施策を適時適切に講じていただきますよう強く要望する次第です。

さて、私ども議員の任期も残すところあと僅かとなりました。顧みますと、議員各位にはこの4年間、日々研さんに努められ市政発展、市民福祉の向上に尽くされてきましたことに対し、深甚なる敬意を表する次第です。とりわけ今期をもってご勇退されます方におかれましては、これまでの全身全霊を傾けてのご尽力と輝かしいご功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

間もなく実施されます市議会議員選挙に臨まれる議員におかれましては、市民の厚い信任を得られまして、再びこの議場において、橋本市発展のためご活躍を頂きますよう祈念するものでございます。

また、今月末をもって定年退職またはご勇退されます職員の皆さん、長年にわたり努力されその職責を全うされましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。今後は健康にご留意されまして、新たな分野または新たな職場で、そしてさらに地域社会の一員として、なお一層のご活躍を頂きますようご期待を申し上げます。本当に長い間、ご苦労さまでした。

終わりにになりましたが、市民の皆さまには、今後とも我が橋本市の発展、充実に、引き続きご協力賜りますことを改めてお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これにて令和5年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後0時34分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 林 弘
10番 議員 土 井 裕美子
18番 議員 岡 弘 悟